

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、県内の優れた産業基盤及び地域特性を生かした産業立地を促進することにより、産業の活性化と新たな雇用の創出を図り、もって本県産業の発展と地域経済の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 立地促進事業 産業立地の促進により産業の活性化及び新たな雇用の創出に寄与する事業であつて、高度な技術を活用するもの又はゆとりのある質の高い県民生活の実現若しくは国際経済交流の促進に寄与するものとして規則で定めるものをいう。
- (2) 重点立地促進事業 立地促進事業のうち、技術革新の進展に即応した高度な技術を活用し、かつ、持続的な成長が見込まれるものとして規則で定めるものをいう。
- (3) 本社機能立地事業 立地促進事業のうち、本社機能を担う事業所の移転又は新增設を行った者が行う事業をいう。
- (4) 試験研究施設立地事業 立地促進事業のうち、試験研究施設の移転又は新增設を行った者が行う事業をいう。
- (5) サプライチェーン対策事業 立地促進事業のうち、国際的な武力紛争、大規模な災害、感染症のまん延その他の経済社会情勢の著しい変化に対処するために行う次に掲げる事業をいう。

ア 国外に有する生産施設において製造する製品又はこれに類する製品を、県内に生産施設を新設し、又は増設して製造する事業

イ 国内の生産施設の稼働に必要な製品で国外からの輸入に依存している製品を、県内に生産施設を新設し、又は増設して製造する事業

(基本指針)

第3条 知事は、産業立地の促進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 産業立地を促進する基本的方向
- (2) 産業立地の目標の設定に関する事項
- (3) 産業立地を図るための支援に関する事項

(4) 第5条第2項の投資促進地域の設定に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、産業立地の促進に関して必要な重要事項

3 知事は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(県の施策)

第4条 県は、産業の活性化及び新たな雇用の創出を図るため、基本指針に基づき、課税特例等による新たな産業立地に係る事業者の負担の軽減、事業資金の融通の円滑化、民間事業者、大学、国及び地方公共団体の試験研究機関の連携による技術革新の支援、人材の育成、情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(投資促進地域の指定)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、立地促進事業の実施により特に産業の活性化及び新たな雇用の創出を図る必要があると認められる地域を投資促進地域として指定することができる。

(1) 特定臨海地域（大阪湾臨海地域開発整備法（平成4年法律第110号）第2条第1項に規定する大阪湾臨海地域又は港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾をその区域に含む県内の市町の区域及びこれらに準ずる地域をいう。）

(2) 多自然地域（豊かな自然環境を有する地域であって、その地域の特性を生かした産業立地を促進すべきものをいう。）

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、当該指定に係る地域（以下「投資促進地域」という。）を公表するものとする。

(事業税の不均一課税)

第6条 立地促進事業であって、産業の活性化又は新たな雇用の創出に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすものを開始した法人に対して課する当該立地促進事業に係る事業税の額は、当該立地促進事業に係る課税標準として規則で定めるところにより計算した額に兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号。以下「県税条例」という。）第34条並びに附則第11条、第38条及び第39条の規定により定められた税率を適用して計算した金額から、当該金額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。ただし、当該法人が当該立地促進事業を開始した日の属する事業年度内に当該立地促進事業を実施しなくなった場合は、この限りでない。

(1) 重点立地促進事業、本社機能立地事業、試験研究施設立地事業若しくはサプライチェーン対策事業又は投資促進地域内における立地促進事業 2分の1

(2) 前号に掲げる立地促進事業以外の立地促進事業 3分の1

2 前項の規定による事業税の不均一課税（以下この条において「事業税不均一課税」という。）を受けることができる期間は、当該事業税不均一課税に係る事業を開始した日の属する事業年度以後の連続する5事業年度とする。

3 事業税不均一課税を受けている法人が立地促進事業を実施しなくなったときは、当該立地促進事業を実施しなくなった日の属する事業年度から当該事業税不均一課税を受けることができない。
（不動産取得税の不均一課税）

第7条 県の区域内において新設され、又は増設された立地促進事業に係る施設であつて、当該立地促進事業の実施に著しく資するものとして規則で定めるもの（以下「立地促進事業施設」という。）の用に供する家屋を建設した場合における当該家屋（以下「立地促進事業家屋」という。）又はその敷地である土地（当該立地促進事業施設の用に供する土地で規則で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の取得に係る不動産取得税の額は、県税条例第49条及び附則第16条第1項の規定により定められた税率を適用して計算した金額から、当該立地促進事業家屋（当該立地促進事業施設の用に供する部分に限る。以下この条において同じ。）又はその敷地である土地の価格（当該立地促進事業家屋又はその敷地である土地の取得に県税条例附則第18条第1項その他の課税標準の特例の規定の適用がある場合には、その適用後の額）に当該税率を乗じて得た額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合に相当する金額（当該立地促進事業家屋又はその敷地である土地に係る当該金額の合計額が2億円を超える場合には、2億円）を控除した金額とする。

(1) 重点立地促進事業、本社機能立地事業、試験研究施設立地事業若しくはサプライチェーン対策事業に係る立地促進事業家屋若しくは投資促進地域内において新設され、若しくは増設された立地促進事業家屋又はこれらの立地促進事業家屋の敷地である土地 2分の1

(2) 前号に掲げる立地促進事業家屋以外の立地促進事業家屋又はその敷地である土地 3分の1

2 前項の立地促進事業家屋の敷地である土地の取得は、その取得の日の翌日から起算して1年（当該立地促進事業家屋を建設しようとする者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内に当該立地促進事業家屋の建設（当該立地促進事業施設の用に供する土地で規則で定めるものを含む土地の取得については、当該立地促進事業施設の設置の着手があつた場合における当該立地促進事業家屋の敷地である土地の取得に限る。

（事業税又は不動産取得税の不均一課税に係る調整）

第8条 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例（昭和38年兵庫県条例第106

号) 第2条第1項、離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成5年兵庫県条例第6号)第2条第1項、過疎地域における県税の課税免除に関する条例(令和3年兵庫県条例第28号)第2条第1項又は同条例附則第4項の規定によりなお効力を有することとされた失効前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成12年兵庫県条例第43号)第2条第1項の規定により事業税の課税免除を受ける場合における当該課税免除に係る事業については、第6条の規定は、適用しない。

2 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例第3条、離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例第4条、過疎地域における県税の課税免除に関する条例第4条又は同条例附則第4項の規定によりなお効力を有することとされた失効前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例第4条に規定する家屋又はその敷地である土地の取得については、前条の規定は、適用しない。

(不均一課税の申請)

第9条 第6条第1項の規定による事業税の不均一課税又は第7条第1項の規定による不動産取得税の不均一課税を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(事業者に対する補助)

第10条 県は、予算の範囲内で、立地促進事業を行おうとする事業者に対し、基本指針に基づき、設備投資に係る経費、雇用者の数等に応じて必要な補助を行うことができる。

(市町による支援)

第11条 市町は、県と連携し、産業立地の促進に関して必要な税制上又は財政上の措置その他の支援措置を行うよう努めるものとする。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、不均一課税に関する規定の適用その他この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 3 令和10年3月31日以前に開始された立地促進事業については、第6条及び第8条第1項の規定は、前項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。
- 4 令和10年3月31日以前に第7条第1項に規定する家屋又はその敷地である土地を取得した場合における当該家屋又は土地の取得については、同項及び第8条第2項の規定は、附則第2項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。
- 5 令和10年3月31日以前に県内において行おうとする事業が立地促進事業に該当するものである旨の知事の確認を受けた事業者については、第10条の規定は、附則第2項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。